

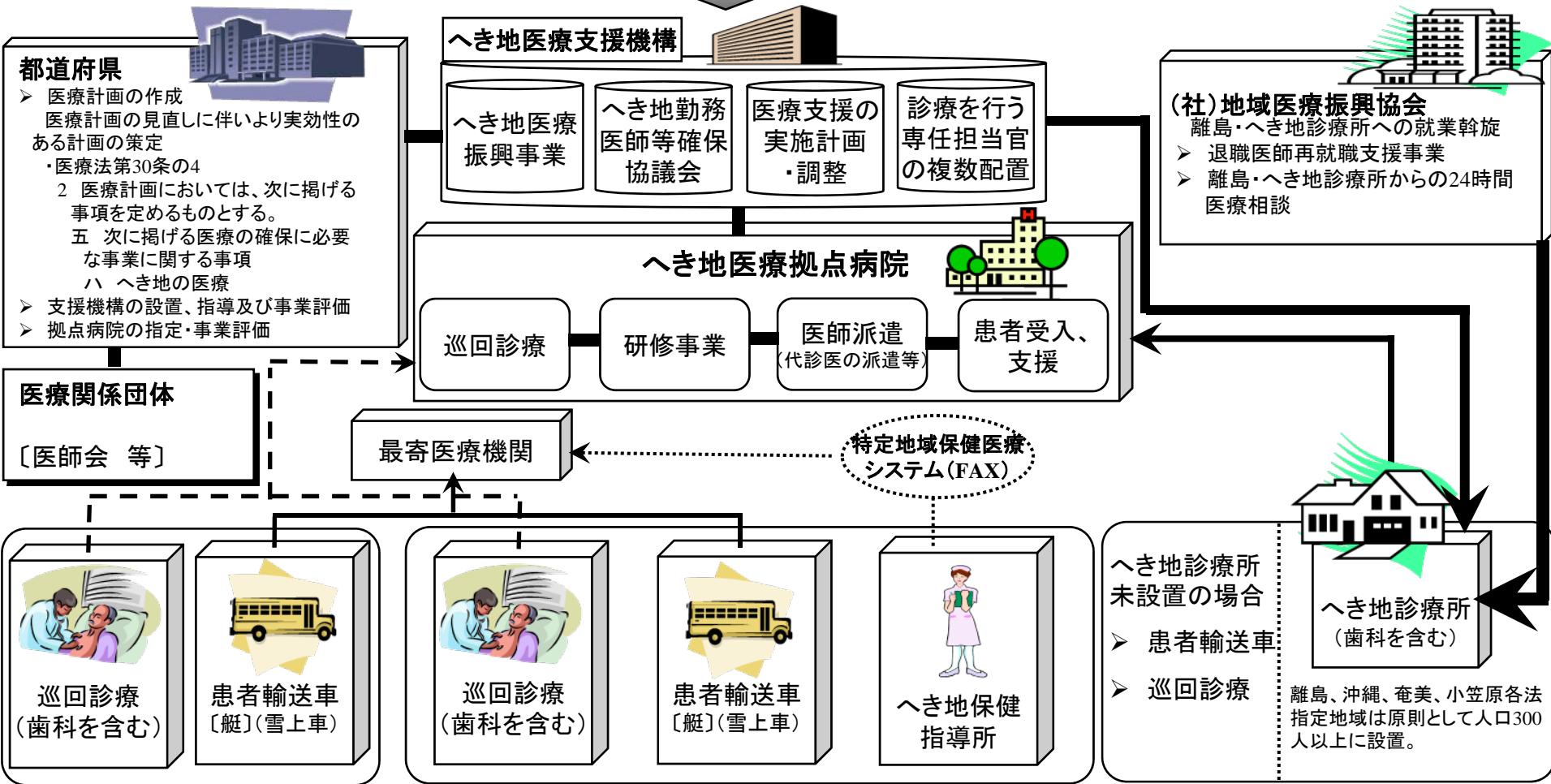
第10次計画：「へき地・離島の医療サービスを担う医師及び医療機関を確保するための新たな方策」

「みんなで考える」

- 医療計画の策定を通じて、地域住民の納得が得られ、かつ、持続可能な体制に に向けた検討
- 「へき地・離島医療マニュアル」による知識の共有
- へき地医療支援情報システムを通じた広報（普及啓発）

「みんなで支える」

- へき地医療支援機構の強化を通じた、診療所支援及び調整機能の強化
- 情報通信技術による相談の相手先機関の確保
- 新たな枠組みによる、医師と医療機関の配置と役割の調整



都道府県

- 医療計画の作成
医療計画の見直しに伴いより実効性のある計画の策定
・医療法第30条の4
2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
五 次に掲げる医療の確保に必要な事業に関する事項
ハ へき地の医療
- 支援機構の設置、指導及び事業評価
- 拠点病院の指定・事業評価

医療関係団体
〔医師会 等〕

巡回診療(歯科を含む)

患者輸送車
〔艇〕(雪上車)

巡回診療(歯科を含む)

患者輸送車
〔艇〕(雪上車)

へき地保健指導所

へき地診療所未設置の場合

- 患者輸送車
- 巡回診療

へき地診療所(歯科を含む)

離島、沖縄、奄美、小笠原各法指定地域は原則として人口300人以上に設置。